

堺市立健康福祉プラザの利用料金の減免に関する基準

(趣旨)

第１条 この基準は、堺市立健康福祉プラザ条例（平成２２年条例第８号。以下「条例」という。）

第２１条第６項の規定に基づき、指定管理者における減免に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(利用料金の減免)

第２条 利用料金（駐車場を除く。）を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第４条に規定する対象者及びその介護者（対象者１人につき、介護者１人に限る。）が共用使用するとき 全額
- (2) 堺市立健康福祉プラザ条例施行規則（平成２２年規則第８１号。以下「規則」という。）第３条第１項から第３項に規定する対象者及びその介護者（対象者１人につき、介護者１人に限る。）が共用使用するとき 全額
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５４条第３項の規定により自立支援医療受給者証の交付を受けている者及びその介護者（対象者１人につき、介護者１人に限る。）が共用使用するとき 全額
- (4) 本市が障害者（児）の社会参加等の推進を目的とする事業及び各種業務を行うために専用使用する場合 全額
- (5) 条例第１５条の規定により堺市立健康福祉プラザ（以下「プラザ」という。）の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）が主催する行事のために専用使用する場合 全額
- (6) 堺市立重症心身障害者（児）支援センター条例（平成２２年条例第９号）第５条の規定により堺市立重症心身障害者（児）支援センターの管理を行う指定管理者が主催する行事のために専用使用する場合 全額
- (7) 総合相談情報センター、発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センター、難病患者支援センターとして、本市から事業を受託している団体が主催する行事のために専用使用する場合 全額
- (8) 障害者（児）の社会参加等の推進を目的とする団体として、指定管理者が認める団体が、社会福祉活動を行うため専用使用する場合 半額
- (9) 社会福祉法（昭和２２年法律第２６号）第２条第１項に規定する社会福祉事業を経営する団体が、障害者（児）の福祉の増進を目的とする活動を行うため専用使用する場合 半額
- (10) 学校教育法（昭和２６年法律第２６号）第７２条に規定する特別支援学校が学校教育活動を行うため専用使用する場合 半額

２ 前項に掲げるもののほか、指定管理者が必要であると認める場合は、市と協議のうえ、市長の承認を得て利用料金を減額し、又は免除することができるものとする。

３ 利用料金の減額又は免除を受けようとする者（次項の規定により利用料金の免除の申請をする場合を除く。）は、指定管理者が定める様式による減免申請書を指定管理者が定める業務責任者（以下「業務責任者」という。）に提出しなければならない。この場合において、業務責任者は必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付させることができる。

- 4 第1項第1号から第3号の規定に該当することにより利用料金の免除を受けようとする者は、指定管理者が定める様式による免除申請書に、その事由を証する書面を添えて、業務責任者に提出しなければならない。

(駐車場の利用料金の減免)

第3条 駐車場の利用料金を減額し、又は免除することができる車両及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 本市又は他の地方公共団体の公用自動車 全額
 - (2) 条例第4条に規定する対象者及びその介護者が使用する車両 全額
 - (3) 堺市立健康福祉プラザ内においてボランティア活動を行う者が使用する車両 全額
- 2 前項に掲げるもののほか、指定管理者が必要であると認める車両は、市と協議のうえ、市長の承認を得て利用料金を減額し、又は免除することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。